

令和5年度大槌町心の復興事業補助金 募集要項

1 事業の目的・概要

東日本大震災被災者が、応急仮設住宅等での長期にわたる避難生活を経て移転した災害公営住宅等、再建先地域でのコミュニティ形成が十分になされていない状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が重要となっている。そのため被災者自身が参画し活動する機会を創出し、被災者が他者とのつながりや生きがいを持って前向きに生活することを支援する取組や震災の風化防止、地域活性化の取組等を促進し、地域コミュニティの再構築を図ることを目的とする。

なお、本事業は、国が定めた「被災者支援総合交付金交付要綱」内の心の復興事業の取組支援の趣旨に合致するものである。

2 対象となる事業

大槌町の被災者を対象として実施し、生きがいづくりや地域活性化等に効果的な取組が行われるよう地域住民の主体的な参画があることを基本として、下記(1)～(3)のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 災害公営住宅に入居した住民の孤立防止、災害公営住宅内のコミュニティ形成や周辺地域住民との融和、交流促進に資する取組
- (2) 新旧住民の融和や多世代の地域参画など、地域住民が課題解決に向けた地域活動を展開することができる地域コミュニティの構築や活性化に資する取組
- (3) 震災の風化防止や地域活性化に資する取組

3 応募団体の資格

本事業の応募資格は、下記(1)～(5)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の適切な運営が確保できる法人若しくは団体であること。
※大槌町内外、法人格の有無、営利・非営利を問わない。
※複数の法人・団体・個人が任意団体を結成し申請することも可能。
※企業単独、また、自治会の連合体なども申請が可能。
- (2) 取組の計画及び準備、実施、報告まで、原則として当該法人または団体が自ら行うことができる団体であること。
※当該団体が複数の法人・団体・個人から構成される場合、実施主体となる構成員とその他の構成員の役割分担を明示することで、その役割の範囲内で構成員がその事業を行うことができる。
- (3) 大槌町での活動実績がある団体であること。
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (5) 応募者または法人役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

4 採択事業

予算の範囲内で、審査の結果上位となった事業から順に5事業程度採択する。

※本事業は、町の令和5年度当初予算の成立を前提に募集するものです。

※事業が採択された場合でも、審査内容によっては補助金額を調整する場合があります。

5 事業採択要件

下記（１）～（５）を、採択要件とする。

- (1) 被災者自身が主体的かつ継続的に参画し、活動する機会の創出を図ることで、活動力の向上効果の見込まれる取組であること。
- ①参加者が受益するにとどまらず活動の主体となる機会が生じるもの。（交流会等で事業主体やボランティア等の支援者が、企画運営をするのみでなく、対象住民も企画運営に参画し、現場の準備から片付けまでの一連を積極的に行い、今後の住民主体の姿勢形成を促す取組等）
 - ②地域住民が事業終了後も活動を引き継げるよう、必要な参加費徴収や自己負担等を伴った取組とすること
- (2) 被災者に対する効果が期待される取組であること。
取組内容及び参加人数（応急仮設住宅・災害公営住宅、避難元住民、避難先住民、地域住民、その他）、特に孤立されている方の参加人数等から、心の復興（孤立防止・生きがいつくり・心身の健康等）の効果が期待できるもの。
- (3) 費用対効果の観点から妥当な取組であること。
下記①～③の観点から総合的に考慮した費用対効果が妥当な取組であること。
- ①上記（２）の取組内容及び参加人数等を勘案した事業効果
 - ②活動頻度（参加実人数と参加延べ人数とから推計）
 - ③震災の風化防止や地域活性化に資する取組を行う場合、風化防止及び地域活性化の波及効果（風化防止の波及効果人数と波及内容、地域活性化の社会的効果又は地域経済効果）
- (4) 自治体・地域・関連する団体と連携して実施される取組であること。
- ①地域住民や社会福祉協議会等の活動内容や活動地域に共通点のある団体との連携、情報共有が取れているものであること。
 - ②対象とする地域や住民、及び地域課題を明確に把握し、その課題解決に効果的な取組であると見込まれるもの。
- (5) 対象外の取組でないこと。
対象外の取組は、下記①～⑦のとおりとする。
- ①福祉活動や防災活動などの一般的な行政ニーズに対応するもの。
 - ②見守り・傾聴など個々の被災者の相談等の活動にとどまるもの。
 - ③被災者の主体的な参画や活動を促すものではなく、一方的なサービスの提供のみにとどまるもの。
 - ④一過性の取組と見なされ、事業終了後も普及発展の可能性が見込まれないもの。
 - ⑤施設・場所の提供のみにとどまるもの。
 - ⑥印刷物の製作・配布等が主な取組のもの。
 - ⑦被災者が主体的に参画する機会の創出に欠けるもの。

6 補助金額・補助率

補助率は10分の10とし、1事業2,000千円を上限とする（千円未満切り捨て）。

7 補助対象経費

補助対象経費については、別表のとおり。条件順守のこと。

【別表】

区分	経費	上限・算定方法
報酬	役員報酬、理事報酬等	
賃金	職員・アルバイト賃金、 各種手当等	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員：<u>上限 880 円/時間</u> ・アルバイト：<u>上限 860 円/時間</u>
共済費	社会保険料、労働保険料等	
報償費	講師、指導員、出演者、 ボランティア謝金等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授や専門家：<u>上限 5,000 円/時間</u> ・芸能団体等：<u>上限 10,000 円/時間</u> ・その他：<u>上限 4,000 円/時間</u>
旅費	職員旅費、講師等旅費 ※視察・研修旅費は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・原則実費 ・原則タクシー利用は不可 ・宿泊費の上限は <u>10,000 円/泊</u> ・自家用車の車賃は <u>25 円/km×距離</u>により算定（「大槌町一般職の「職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づく額）
需用費	消耗品費、燃料費（ガソリン・灯油等）、用紙代、印刷代（チラシ・ポスター等）、食材代、茶菓代、事業材料費等	食材代・茶菓代は1回の活動につき <u>上限 500 円/人（税抜）</u> とする。
役務費	通信運搬費（データ通信費、電話料金、郵送料、宅配料等）、広告料、保険料（イベント保険等）、振込手数料等	
委託料	外部への業務の一部委託に要する費用等	全体事業費の3割を上限とする。
使用料	会場使用料、有料道路使用料等	
賃借料	建物や駐車場等の賃借料等	

※ 補助対象経費に係る留意事項

- 報酬・賃金・旅費の合計額は、全体事業費の8割を上限とする。
- 消耗品は物品名、単価、数量明記のリストを計画書に添付すること。
- 個人給付となるような食事・弁当等の提供は不可。講師・スタッフ向けも同様。
- 講師、出演者等は分野、所属等を計画書に明記のこと。
- 交通費は、移動区間及び移動手段を計画書に明記のこと。
- 食材代・茶菓代は、1回分の人数を計画書に明記のこと。
- 委託料は、契約後に委託契約書写しを必ず提出すること。

※ 対象とならない経費

- 助成金
- 工事費
- 備品購入費
- 団体の運営に係る経常的な経費（家賃や事務所経費等）
- 領収書、受領書の発行がない経費（宛名がない及び団体と異なる宛名のもの）
- 事業との関係が明確でない経費
- アルコール類の購入費
- その他「大槌町心の復興事業補助金等交付審査委員会」の審査で認められない経費

8 事業実施期間及び完了報告

事業実施期間は、交付決定日から令和6年3月8日（金）までとする。

事業完了後は、完了報告書を提出することとし、提出期限は事業計画で定めた実施期間終了日から1か月以内かつ令和6年3月15日（金）厳守とする。

9 応募方法について

（1）必要書類

下記①～⑦の書類を全てそろえて提出すること。

- ①被災者支援事業計画（表紙）.xlsx
- ②被災者支援事業計画（1-1）：事業内容.xlsx
- ③被災者支援事業計画（1-2）：事業スケジュール.xlsx
- ④被災者支援事業計画（2）：事業概要図.ppt
- ⑤被災者支援事業計画（3）：法人又は団体概要及び実施体制図.xlsx
- ⑥被災者支援事業計画（3）：法人又は団体概要（別紙）.docx
- ⑦法人又は団体の定款等規約書類／活動実績書／前年度事業計画書及び収支報告書

※作成・提出に係る費用は申請者負担とし、提出書類は原則返却しないこととする。

※書類作成にあたっては、様式内の注意事項についても十分確認すること。

※提出書類に虚偽の記載があった場合、当該書類を無効とする。

（2）募集期間

令和5年1月3日（火）～令和5年1月31日（火）※17時15分必着

（3）提出方法

提出先へ必要書類を直接持参又は郵送のうえ提出すること。なお、データも併せて提出すること。

※データ提出の際には、windowsで展開できるよう作成し、件名に「令和5年度大槌町心の復興事業（団体名）」と入力のうえ送信すること。

（4）提出先

大槌町協働地域づくり推進課協働地域づくり班 宛

【メールアドレス：shien-kikaku@town.otsuchi.iwate.jp】

10 審査方法

令和5年2月に審査委員会において、事業採択の可否を決定します。なお、事業内容の実現可能性や実効性を確認するため、ヒアリングを行う場合があります。

11 中間報告及び大槌町等が開催する報告会等への参加

採択団体は、事業中間報告（令和5年10～11月予定）に必ず対応すること。

12 その他留意事項

- (1) 採択結果については、大槌町のホームページで公開します。
- (2) 完了報告書類として、事業の実施を証する契約書類や支出を証する領収証のコピーを必要とするため、日頃から関係書類を適正に管理してください（関係書類は、事業終了後5年間の保管義務が生じます）。
- (3) 本事業は、国の交付金を受けて実施するため、会計検査院法第23条第1項第3号に基づく会計検査の対象となります。会計検査の結果、支出内容が不適正と判断された場合、返還の対象となることがあるため留意すること。
- (4) 国・県等が実施する他補助金等と重複する経費は、対象外経費となります。
- (5) 応募時に提出した事業計画と、実際に実施した事業内容や支出経費が異なる場合は補助対象外となることがあります。なお、変更が生じる場合、変更申請書類の提出が必要となるため、事前に担当者に連絡してください。

<問い合わせ先>

大槌町協働地域づくり推進課協働地域づくり班

電話：0193-42-8718 FAX：0193-42-3855

メール：shien-kikaku@town.otsuchi.iwate.jp